

ジャーナル編集委員会規則

平成26年7月12日理事会制定

(趣旨)

第1条 この規則は、定款及び法人運営基本規則に基づき、ジャーナル編集委員会（以下「本委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 本委員会は、地球惑星科学の発展に寄与する各種出版物の発行に際し、Progress in Earth and Planetary Science (PEPS)誌の編集、企画、普及などの業務を担当する。

(構成)

第3条 本委員会の構成は、150名以内の委員をもって構成する。

- 2 本委員会は、編集委員、セクション編集長、総編集長からなる。
- 3 セクション編集長と総編集長は編集長会議を構成し、本委員会の運営を行う。
- 4 委員は本委員の他薦により編集長会議に提案され、編集長会議の議決によって選出される。
- 5 編集長会議は総編集長1名、地球惑星科学の全5分野および横断的科学分野のセクション編集長6名から組織され、PEPSの編集、企画、普及などに係る事項を検討し、必要に応じて編集委員会を開催する。総編集長が継続性の必要を認める場合には、前任者を編集長会議および編集委員会に加えることができる。
- 6 総編集長は、本人の承諾を得た上で、編集長会議において、セクション編集長、編集委員の候補から、決定される。
- 7 総編集長は、ジャーナル編集委員会の委員長を兼ねる。
- 8 セクション編集長に欠員が発生する又は退任の際は、原則として前任者の推薦により編集長会議において選出する。

(委員の任期)

第4条 本委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 セクション編集長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 総編集長の任期は2年とし、原則1回のみとする。任期途中での辞任は妨げない。特別な事情がある時には再任が可能であるが、その際の任期は1年とする。

(権限)

第5条 本委員会は、第2条で定める活動に必要な事項について検討し、委員長がその結果を理事会に報告する。

- 2 その他、学術出版に関し、理事会の諮問に応じ又は必要に応じて自ら理事会に意見を述べる。

(附則)

(1) 令和4年3月28日一部改正 なおこの改正は、令和4年4月1日から施行する